

宮崎県中央会女性部会規約

(目 的)

第1条 本会は、宮崎県内の中小企業に携わる女性をもって構成し、英知と感性を活かした中小企業経営に関する研鑽、情報交換及び会員相互間の連携・交流を通して女性の経営意識を高めるとともに、女性の社会的地位の向上や中小企業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、宮崎県レディース中央会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を宮崎市松橋2丁目4番31号（宮崎県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）内）に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研修会、講習会の開催
- (2) 各種情報の収集及び提供
- (3) 会員相互の交流を図るための事業
- (4) 中央会が行う事業への参加・協力
- (5) 福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 県内の中小企業及び組合（団体会員）
- (2) 県内の中小企業組合に所属する企業の女性経営者、経営者夫人並びに組合及び企業の女性役職員（個人会員）
- (3) 本会の趣旨に賛同する女性（個人会員）

(加 入)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、加入申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 3 人又は 4 人
- (3) 理 事 8 人以上 11 人以内
- (4) 監 事 2 人

(役員を選任)

第8条 役員は、総会において会員相互の推薦によって選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会の運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 会長の任期は2期4年を上限とする。但し、やむを得ない事由により任期を延長する場合、その期間は1期2年を上限とするものとする。

(顧問及び相談役)

第 11 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(総会及び議長)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会
は、必要に応じて開催する。

3 総会においては、会長がその議長となる。

(総会の議決事項)

第 13 条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告書、収支決算、事業計画、収支予算並びに会費

(2) 役員を選任

(3) その他、会長が必要と認める事項

(総会の議事)

第 14 条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のとき
は、議長の決するところによる。

(理事会の招集)

第 15 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(理事会の議決事項)

第 16 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会において決定した本会運営を執行するための細目

(3) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議事)

第 17 条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(委員会)

第 18 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、必要な委員会を
置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が委嘱する。

(会 費)

第 19 条

(1) 本会は、会員より会費を徴収することができる。

(2) その他特別な経費については、必要実費を徴収することがで
きる。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31
日に 終わるものとする。

(雑 則)

第 21 条 この規約に定めのない事項については、理事会に諮って
決める。

昭和 52 年 5 月 13 日制定
昭和 53 年 4 月 27 日一部改正
平成 18 年 5 月 22 日一部改正
令和 7 年 7 月 1 日一部改正